○四国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四万十市右山字櫻内二〇〇九番から宿毛市平田町戸内字森ヶ池一八五五番まで	前	A 七・一〇～一一・一〇メートル	一五・一六四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一〇・一四～二五・一〇〇	一五・三六四	
	後	A 七・一〇～一一・一〇メートル	一五・一六四キロメートル	
		B・C 一〇・一四～二五・一〇〇	一五・三六四	
高知県幡多郡黒潮町佐賀字記念地二二四〇番一から同町入野字神ノ前五九四番一まで	前	A 九・七〇～一〇・八〇	一八・二三一	
		B・C・D・E・F・G 一二・七〇～三三三・七〇	八・五四八	
	後	A 九・七〇～一〇・八〇	一八・二三一	
		B・C・D・E・F・G 一二・七〇～三三三・七〇	八・五四八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四国中央市川之江町三六二四番から同市川之江町二五四三番一まで	前	九・五七～一〇・一二メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	九・五七～二〇・〇二	〇・〇一九

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日　九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎二一二二番一九から同町大字岩城字浜崎二一二九番二	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年五月三十日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

災害対策基本法等の一部を改正する法律

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

承諾を求めるの件送付通知書受領

五月二十八日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

議案提出

五月二十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出）

議案通知書受領

五月二十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

災害対策基本法等の一部を改正する法律案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

五月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問主意書（八幡愛提出）

会話型生成ＡＩに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問主意書（八幡愛提出）

本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

五月二十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書

音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ＩＣＴ活用の整備に関する質問主意書

米の価格高騰対策に関する質問主意書

著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書